

## 「美夜古会」役員選出規程

- 第1条 美夜古会会則(以下「会則」という。)第17条の役員を選出はこの規程により行う。
- 2 前項の選出役員の役職名及び人数は以下とする。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 5名以内
  - (3) 事務局長 1名
  - (4) 幹事 若干名
  - (5) 監事 3名
- 第2条 役員になろうとする者(以下「立候補者」という。)は、以下のいずれにも該当していること。
- (1) 本会の正会員であること。
  - (2) 改選時の年度を含め5年以上連続して年会費を納入していること。  
ただし、終身会費及び特別終身会費納入者はこの限りにあらず。
- 第3条 立候補者は前条の要件を満たした者で、かつ下記のいずれかに該当していること。
- (1) 幹事会または評議員会の推薦を得た者
  - (2) 支部から推薦を得た者
  - (3) 正会員の20名以上の推薦を得た者
- ただし、第3号の推薦者は、推薦する年度の年会費を納入している者。
- 第4条 立候補者は、所定の様式に記入の上、前条の推薦書を添付し立候補すること。
- 第5条 立候補に関する内容の告示は、美夜古会「同窓会報」に掲載する。
- 第6条 役員を選出するにあたり、必要に応じ幹事会の承認を得て選考委員会を設けることができる。
- 2 選考委員会の構成は、次のとおりとする。
- 委員長 1名  
委員 若干名
- 3 選考委員は、幹事会の承認を得て会長が任命する。選考委員長は、委員の互選とする。
  - 4 選考委員は正会員とし、任期は選考委員会が設置されてから役員が選出される迄の期間とする。
- 第7条 会則第12条の評議員の選出はこの規程により行う。
- 第8条 評議員は各支部長とする。
- 第9条 評議員になろうとする者(以下「評議員予定者」という。)は、以下のいずれにも該当していること。
- (1) 本会の正会員であること。
  - (2) 改選時の年度を含め5年以上連続して年会費を納入していること。  
ただし、終身会費及び特別終身会費納入者はこの限りにあらず。
- 第10条 評議員予定者は前条の要件を満たした者で、かつ支部から推薦を得た者。
- 第11条 評議員(各支部長)が不在の場合、代理出席することができる。  
ただし、役員選出規程9条に該当する者とする。

第12条 会則第23条の顧問が評議員になった場合、その任期の間顧問になれない。

附 則

- 1 この規程は、平成17年6月25日から施行する。
- 2 一部改正 平成22年6月26日
- 3 一部改正 平成22年6月25日
- 4 改正 平成29年6月24日